

名古屋三河道路(西知多道路～名豊道路区間) の環境影響評価方法書(案)について

(仮称)名古屋三河道路
(西知多道路～名豊道路区間)

環境影響評価方法書（案）

令和 年 月

愛 知 県

環境影響評価方法書（案）

・資料3として本日概要を説明

(仮称)名古屋三河道路
(西知多道路～名豊道路区間)

環境影響評価方法書 要約書（案）

令和 年 月

愛 知 県

環境影響評価方法書要約書（案）

・法律に定められた方法書の要約版
・地域特性の内容を簡潔に記載

名古屋三河道路

(西知多道路～名豊道路区間)

環境影響評価方法書のあらまし（案）



環境影響評価方法書のあらまし（案）

・図などを用いて方法書の概要を説明
・パンフレット形式

○方法書とは、都市計画対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、法令に定められた以下の事項を記載したものです。

方法書の構成（環境影響評価法第5条第1項、国土交通省令※第17条等）

1. 都市計画対象道路事業の名称

4. 都市計画対象道路事業実施区域及び
その周囲の概況

2. 都市計画決定権者の名称

5. 計画段階環境配慮書における調査、
予測及び評価の結果

3. 都市計画対象道路事業の目的及び内容

- (1) 都市計画対象道路事業の種類
- (2) 都市計画対象道路事業実施区域の位置
- (3) 都市計画対象道路事業の規模
- (4) 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数
- (5) 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度
- (6) その他、都市計画対象道路事業の内容に関する事項（既決定内容に限る）

6. 計画段階環境配慮書についての国土交通
大臣意見と都市計画決定権者の見解

7. 計画段階環境配慮書の案又は配慮書に
についての意見と見解

8. 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価
の項目並びに調査、予測及び評価の手法

■環境影響評価方法書（案）

（仮称）名古屋三河道路
(西知多道路～名豊道路区間)

環境影響評価方法書

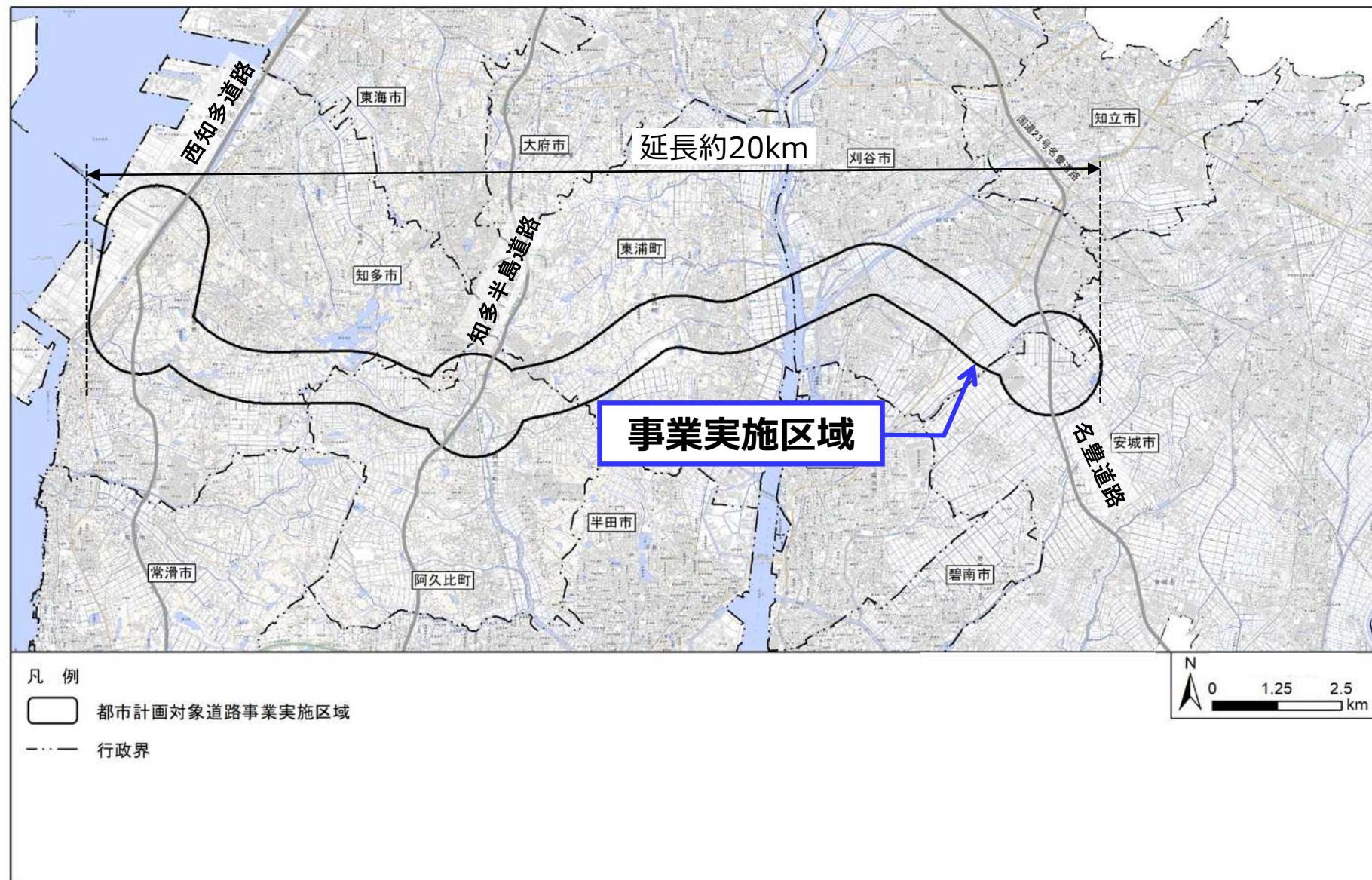
令和7年 月

愛知県

事業の名称	(仮称) 名古屋三河道路 (西知多道路～名豊道路区間)	
都市計画決定権者の名称	愛知県	
代表者の氏名	愛知県知事 大村 秀章	
住 所	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	
事業の種類	高速自動車国道 または 一般国道（自動車専用道路）の新設	
事業実施区域の位置	起点：愛知県知多市 終点：愛知県刈谷市または安城市	
	位 置：次ページのとおり	
事業の規模	延 長：約20km	
道路の車線の数	4車線	
道路の設計速度	100km/時	
その 他	道路区分 (種級)	第1種第2級（自動車専用道路）
	構造の概要	地表式、嵩上式
	IC・JCTの設置	計画有り
	休憩施設の設置	計画無し

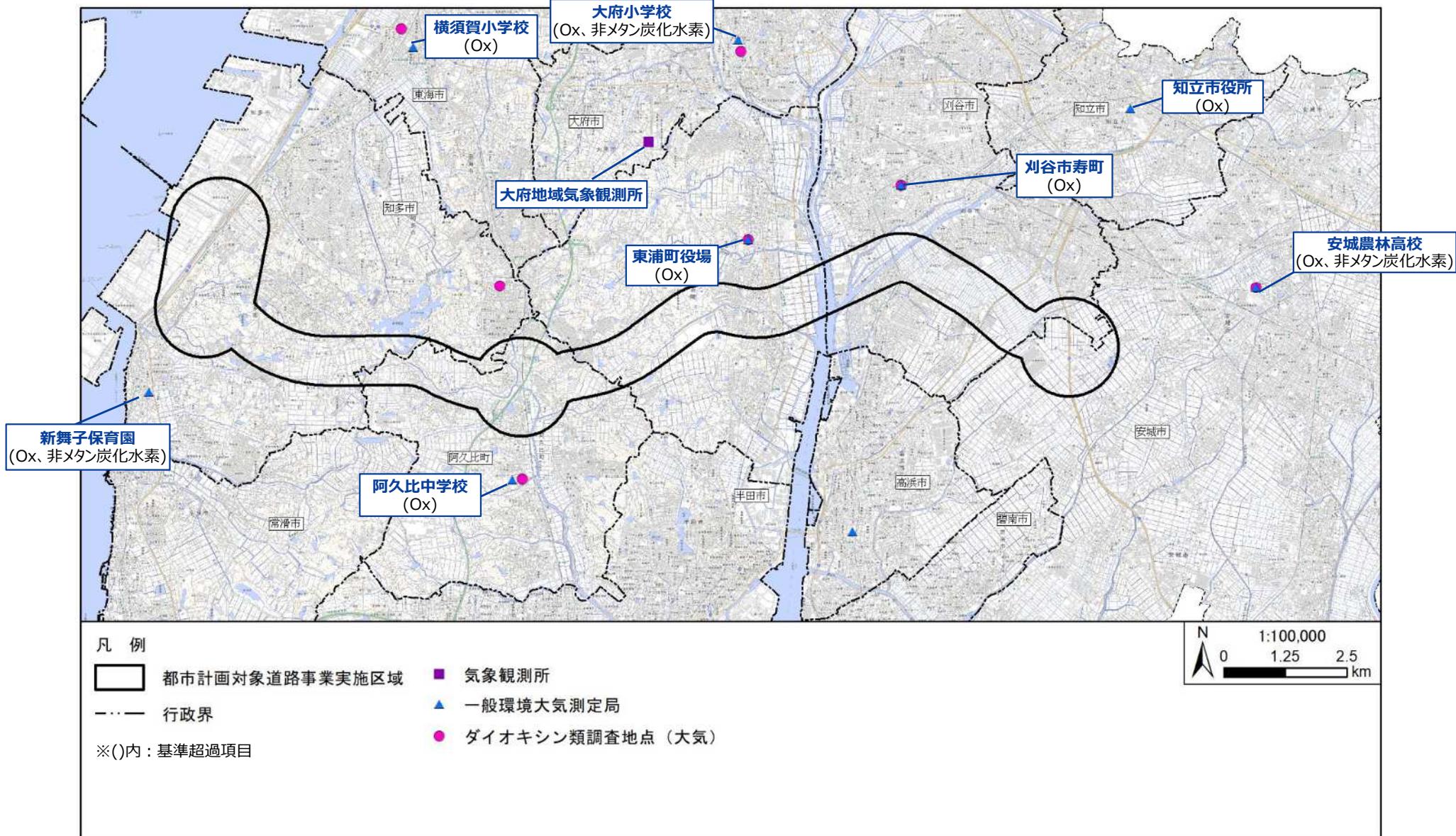
○事業実施区域：当該事業により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築が想定される概ねの範囲であり、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置が想定される概ねの範囲を含む区域

※ 地域特性の把握は、原則として事業実施区域及びその周囲（以下、調査区域）【片側約3km】で実施



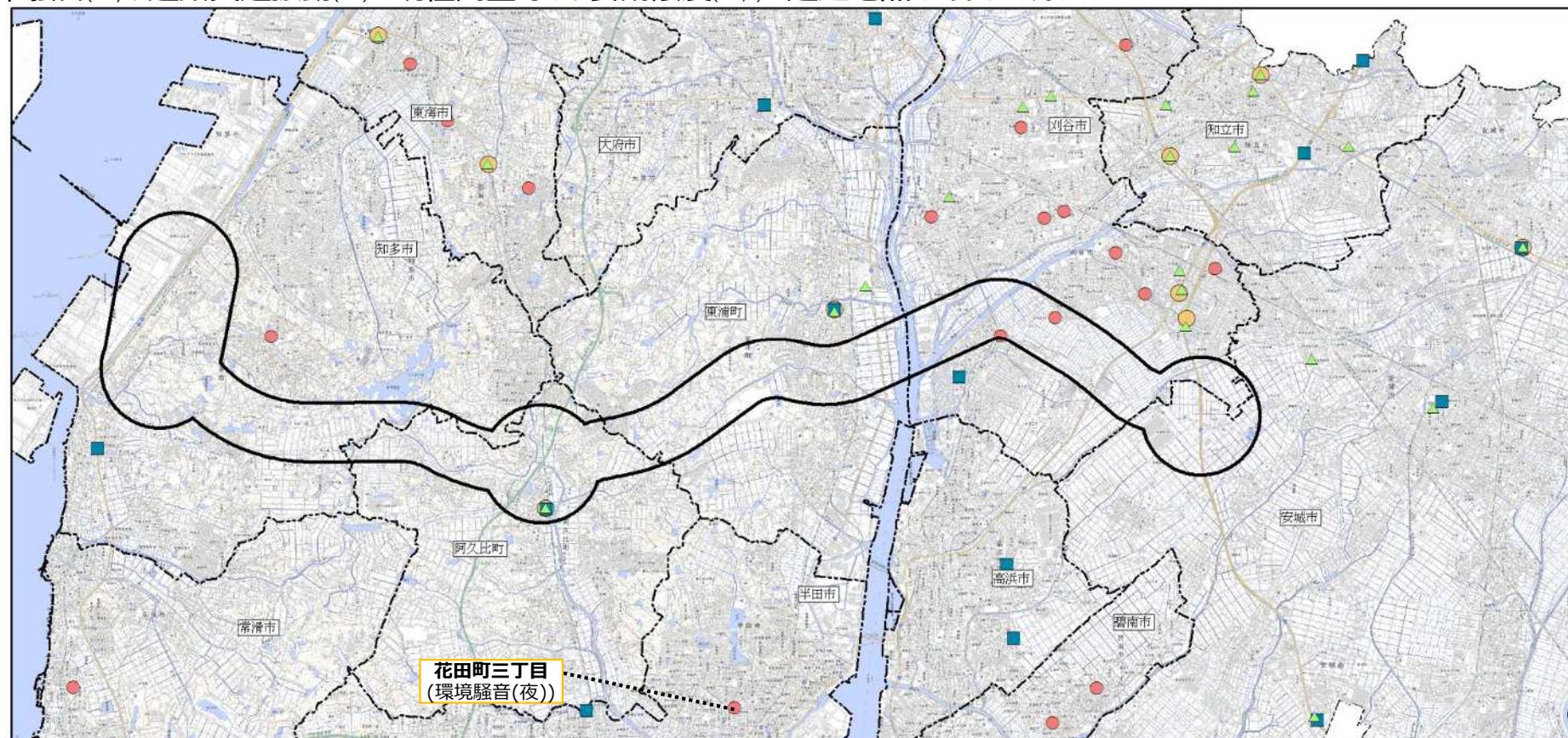
■自然的状況【生活環境(気象・大気質)】

- 大府地域気象観測所では、平均気温、降水量、日照時間、風向・風速等を観測しています。
- 大気質の既往調査では、光化学オキシダント(Ox)、非メタン炭化水素を除き、環境基準、要請限度、指針値を達成しています。



■自然的状況 [生活環境(騒音・振動)]

- 自動車騒音(面的評価)の既往調査は、14箇所で行われており、12箇所が環境基準達成率90%以上となっています。
- 一般環境騒音の既往調査では、一部を除き環境基準^(※1)を達成しています。
- 自動車騒音^(※2)、道路交通振動^(※4)の既往調査では、要請限度^(※3,5)の超過地点はありません。



凡 例

□ 都市計画対象道路事業実施区域

— 行政界

※()内: 基準超過項目

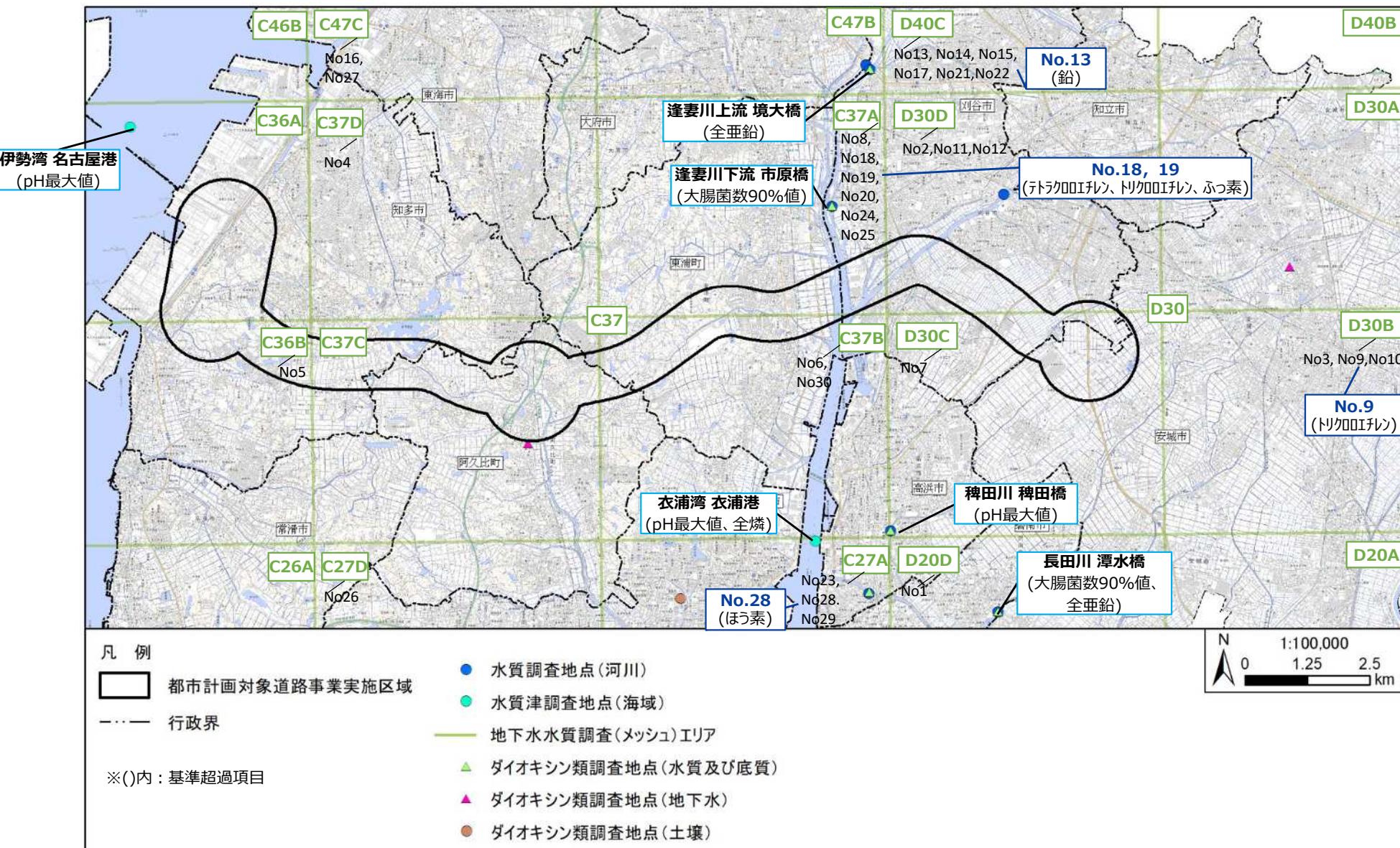
- 一般環境騒音
- 自動車騒音(面的評価)
- ▲ 自動車騒音(要請限度)
- 道路交通振動(要請限度)

N
1:100,000
0 1.25 2.5 km

- ※1)人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基本法第6条）
- ※2)自動車の運行に伴い発生する騒音（騒音規制法第2条4）
- ※3)自動車騒音がその限度を超えており、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。
- ※4)自動車が道路を通行することに伴い発生する振動（振動規制法第2条4）
- ※5)道路交通振動がその限度を超えており、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

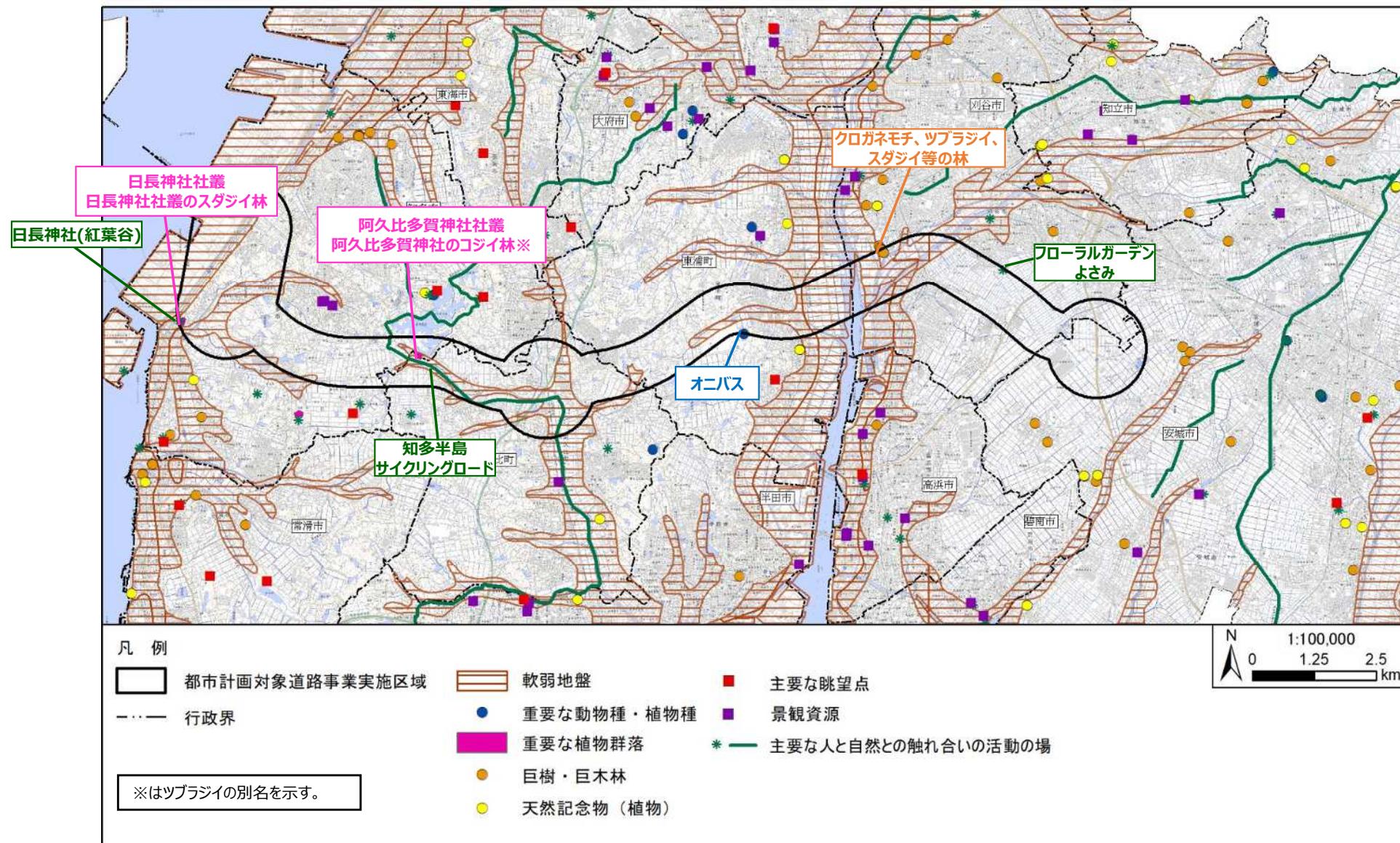
■自然的状況【生活環境(水象・水質・地下水質・土壤汚染)】

○水質、地下水、土壤汚染の既往調査では、一部の水質、地下水の水質を除き、環境基準を達成しています。



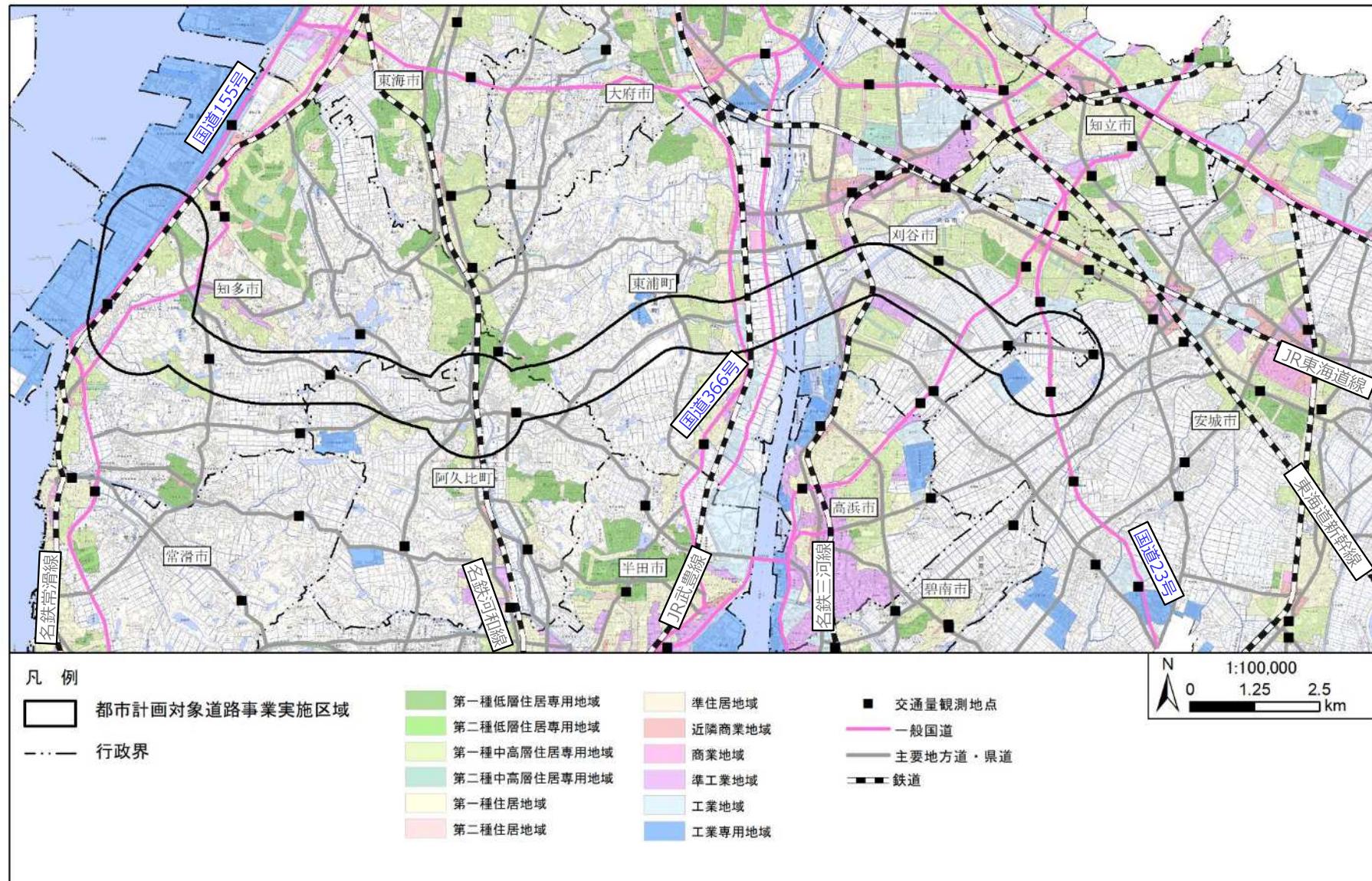
■自然的状況 [自然環境（地盤・地形及び地質・動物・植物・生態系、景観・人と自然との触れ合いの活動の場）]

○実施区域には、軟弱地盤、重要な植物「オニバス」、植物群落「コジイ林※」他、巨樹巨木林「シイノキ」他、人と自然との触れ合い活動の場「知多半島サイクリングロード」他が存在します。



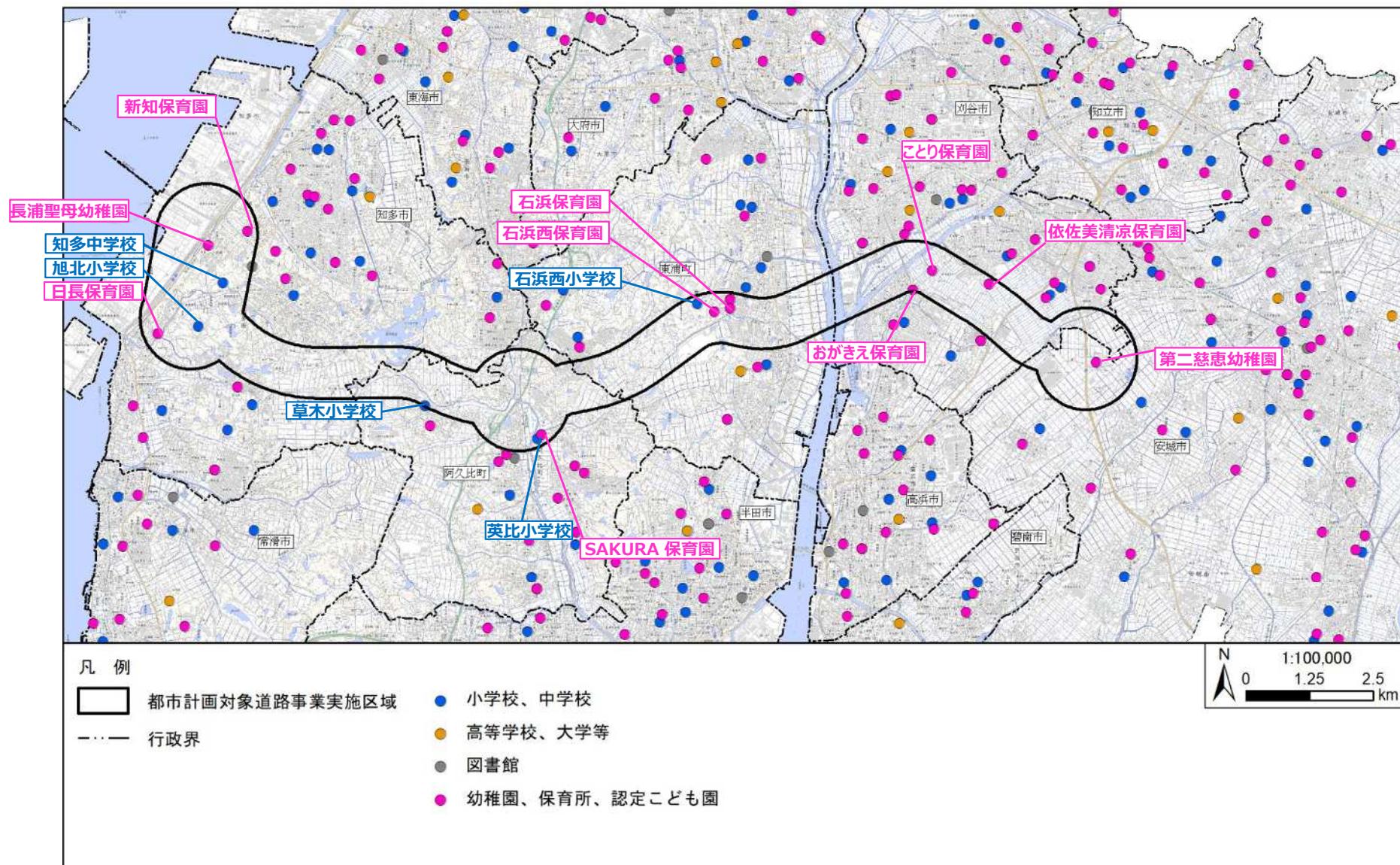
■社会的状況 [用途地域、交通の状況]

○実施区域には、用途地域、鉄道「JR武豊線」他や主要な道路「国道23号」他が存在します。



■社会的状況 [環境の保全についての配慮が特に必要な施設]

○実施区域には、複数の教育施設、保育施設等が存在します。



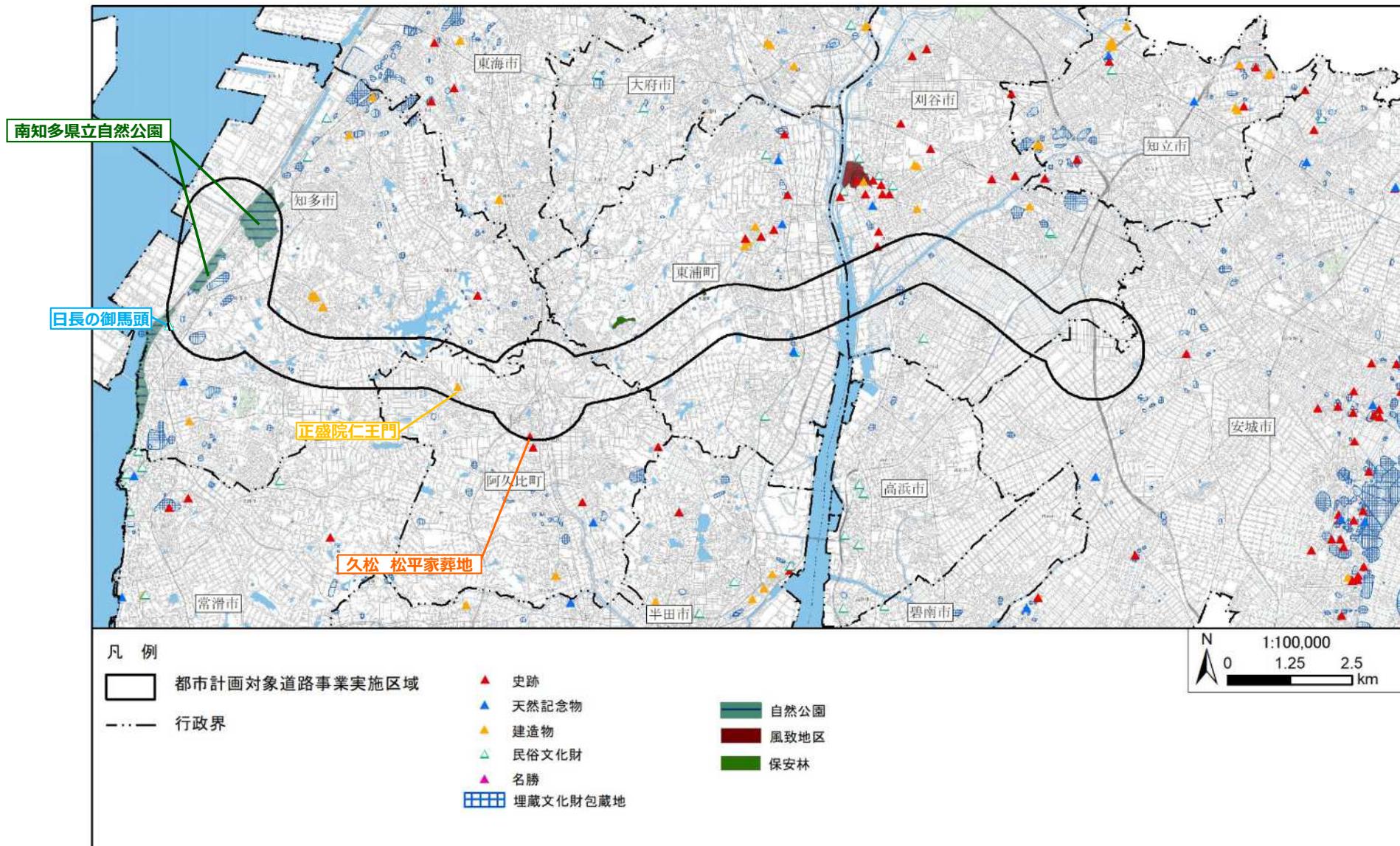
■社会的状況【環境の保全についての配慮が特に必要な施設】

○実施区域には、複数の病院、診療所、及び福祉施設が存在します



■社会的状況【環境保全を目的として法令等により指定された地域等】

○実施区域には、文化財（史跡、建造物、無形民俗文化財）、埋蔵文化財包蔵地、南知多県立自然公園が存在します。



■国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

○配慮書について、国土交通大臣から8件の意見があり、都市計画決定権者の見解（案）は、意見の通りに対応する方針で作成しました。

項目	国土交通大臣からの意見	都市計画決定権者の見解
総論	・今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ <u>環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減</u> すること。	・今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ <u>環境の保全上重要な施設等への影響を回避又は極力低減</u> する。
対象事業実施区域等の設定	ア. 住居等 イ. 主要な河川 ウ. 南知多県立自然公園 エ. 鳥獣保護区	
総論 環境影響評価の項目の選定等	・本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、その他の環境要素等に係る項目から、 <u>環境影響評価の項目を適切に選定</u> すること。 ・また、今後、本事業において当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。	・環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に選定した。 ・なお、 <u>本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等を選定</u> し、方法書第8章に掲載した。 ・また、今後、本事業において連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行う。
総論 地域住民等への説明及び関係機関との連携	・本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたる工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う <u>環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明</u> すること。 ・また、本事業の実施に当たっては、関係機関と調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。	・本事業の実施に伴う <u>環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明</u> を行う。 ・また、本事業の実施に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施していく。

■ 国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

項目	国土交通大臣からの意見	都市計画決定権者の見解
大気環境	<p>・事業実施想定区域及びその周辺には、<u>住居等が複数存在</u>しており、特に沿道利用が比較的進展している既存道路を活用する道路構造となるCルートは、A ルート・B ルートと比較して、自動車の走行による大気質への影響が懸念される。また、いずれのルートも、住居等に対し自動車の走行による騒音が生じることが懸念される。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、<u>大気質、騒音による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討</u>すること。</p>	<p>・今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、<u>大気質、騒音による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討</u>する。</p>
水環境	<p>・本事業は、三河湾に流入する河川等を横断するため、土地の改変等に伴う濁水等の発生、水量の減少による水環境への影響が懸念される。このため、<u>土工量等を抑制する位置及び道路構造の採用等により、本事業の実施に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減</u>すること。特に、橋梁構造を採用する場合は、河川内の土工量を抑制する位置及び構造の採用等により、河床掘削等に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。また、トンネル構造を採用する場合は、土工量を抑制し、地下水への影響を回避又は極力低減する位置及び構造の採用等により、地下水、河川流量等への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>・今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量等を抑制する位置及び道路構造の採用等により、本事業の実施に伴う<u>水の濁り等による影響を回避又は極力低減</u>する。特に、橋梁構造を採用する場合は、河川内の土工量を抑制する位置及び構造の採用等により、河床掘削等に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減する。また、トンネル構造を採用する場合は、地下水、河川流量等への影響を回避又は極力低減する。</p>
動植物及び生態系	<p>・事業実施想定区域及びその周辺には、南知多県立自然公園、佐布里池鳥獣保護区が存在しており、動植物及び生態系への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴う<u>自然環境への影響を慎重に検討し、これらの重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は極力低減</u>すること。</p>	<p>・今後の詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴う<u>自然環境への影響を慎重に検討し、重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は極力低減</u>する。</p>

■国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

項目	国土交通大臣からの意見	都市計画決定権者の見解
廃棄物等	<p>ア 廃棄物について 本事業の実施により多くの廃棄物が発生するおそれがある。このため、今後の事業計画の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図る等適正な処理を行う計画とすること。</p> <p>イ 建設発生土について 本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により多くの建設発生土が発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置、工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図る等適正な処理を行う計画とすること。</p>	<p>ア 廃棄物について 本事業の実施に伴い発生する廃棄物については極力抑制し、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図る等適正な処理を行う計画とする。</p> <p>イ 建設発生土について 詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制する。また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図る等適正な処理を行う計画とする。</p>
温室効果ガス等	<p>・今後の事業計画の具体化に当たっては、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、「地球温暖化対策計画」等を踏まえつつ、例えば、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネ設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス等の排出削減に資する対策を検討すること。また、今後、道路管理者が令和7年4月9日に成立した「道路法等の一部を改正する法律」に基づく道路脱炭素化推進計画を策定した場合には、当該計画も踏まえて本事業を実施すること。</p>	<p>・今後の事業計画の具体化に当たっては、温室効果ガス等の排出削減に資する対策を検討する。</p> <p>・今後、道路管理者が道路脱炭素化推進計画を策定した場合には、当該計画を踏まえ事業を実施する。</p>

■関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

○配慮書について、愛知県知事から6件の意見があり、都市計画決定権者の見解（案）は、意見の通りに対応する方針で作成しました。

地方公共団体の長	項目	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
愛知県 知事	一般的 事項	<ul style="list-style-type: none"> 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書第3章3.3及び第5章において丁寧に記載した。
		<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減する。
	大気質 騒音 振動	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域には集落・市街地等が存在しており、事業の実施により大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。このため、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境への影響に配慮した事業計画としていくとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載した。
	動物 植物 生態系	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域には鳥獣保護区等、まとまった自然環境が存在していることから、事業の実施によりこれらへの影響が懸念される。このため、専門家等の指導・助言を得ながら、動物、植物及び生態系への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家等の指導・助言を得ながら、動物、植物、生態系への影響に配慮した事業計画としていくとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載した。
	景観 人と自然 との触れ 合いの 活動の 場	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域には主要な眺望点及び景観資源等並びに人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、事業の実施によりこれらへの影響が懸念される。このため、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した事業計画としていくとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に掲載した。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮し、わかりやすい図書となるよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 方法書以降の図書の作成に当たっては、配慮書に対する住民等の意見に配慮するとともに、平素な表現に努める等のわかりやすい図書となるよう努める。

■関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

○配慮書について、刈谷市長（3件）安城市長（3件）東海市長（2件）大府市長（1件）知多市長（3件）阿久比町長（3件）東浦町長（3件）から意見があり、都市計画決定権者の見解（案）は、意見の通りに対応する方針で作成しました。

地方公共団体の長	項目	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
刈谷市長	騒音 振動	・本計画による道路の整備に伴い、交通量及び走行速度が増加すると考えられることから、周辺住居等に対する騒音・振動による生活環境への影響について回避・低減に努めること。学校、病院、保育園その他の特に静穏を必要とする施設が存在する地域については、より一層その影響の回避・低減するよう努めること。	・騒音・振動による生活環境への影響についてできる限り回避または低減に努めるとともに、学校、病院、保育園その他の特に静穏を必要とする施設が存在する地域については、より一層影響を回避・低減するようできる限り努める。
	大気質	・本計画による道路の整備に伴い、アクセス性が向上し周辺地域からの流入による交通量が増加すると考えられることから、インターチェンジ周辺などの交通渋滞が発生しやすい区間における住居等への大気汚染の回避・低減に努めること。	・交通渋滞が発生しやすい区間における住居等への大気汚染のできる限り回避または低減に努める。
	その他	・計画を具体化する際は、市担当者との十分な協議、及び最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	・計画を具体化する際は、市担当者との十分な協議、及び最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施したうえで、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討する。
安城市長	大気質 騒音 振動	・道路整備による交通量及び走行速度の増加に伴い、騒音、振動及び大気汚染等の影響が予想されることから、必要に応じて適切な対策を検討・実施し、生活環境の保全に努めること。特に、本市は当該道路の起終点付近に位置することから、インターチェンジ周辺等交通渋滞が発生しやすい区域については一層配慮すること。	・騒音、振動及び大気汚染等の影響については、必要に応じて適切な対策を検討・実施し、生活環境の保全に努める。また、インターチェンジ周辺等交通渋滞が発生しやすい区域については一層配慮に努める。
		・当該道路の建設工事期間中についても、騒音・振動等を可能な限り回避・低減する措置を講じるよう努めること。	・建設工事期間中についても、騒音・振動等をできる限り回避・低減する措置を講じるよう努める。
	その他	・計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	・計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討する。
東海市長	大気質 騒音、振動	・自動車の走行に伴い、大気、騒音及び振動の影響が考えられることから、必要に応じて防音壁等の対策を検討及び実施し、生活環境保全に努めること。	・大気、騒音及び振動の影響については、必要に応じて防音壁等の対策を検討及び実施し、生活環境保全に努める。
	動植物	・事業実施想定区域に本坪池周辺など豊かな自然環境が存在する地域が含まれることから、自然環境への影響を可能な限り回避・低減するよう配慮するとともに、生物多様性の保全に努めること。	・自然環境への影響をできる限り回避・低減するよう配慮するとともに、生物多様性の保全に努める。

■関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

地方公共団体の長	項目	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
大府市長	騒音 振動	・ルート範囲付近に <u>知北平和公園</u> が位置しており、静寂な環境を維持していることから <u>騒音及び振動の影響に対する配慮</u> に努めること。	・ <u>知北平和公園</u> への騒音及び振動の影響に対する配慮に努める。
知多市長	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の具体化に当たっては、<u>生活環境を損なうことのないよう十分配慮</u>するとともに、<u>適切に調査し、確実性の高い予測及び評価を実施</u>すること。 ・<u>市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応</u>をとること。 ・<u>方法書の作成</u>にあたっては、<u>市民にわかりやすい内容</u>となるよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の具体化に当たっては、<u>生活環境を損なうことのないよう十分配慮</u>するとともに、<u>適切に調査し、確実性の高い予測及び評価を実施</u>する。 ・<u>市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応</u>を図る。 ・<u>方法書の作成</u>にあたっては、<u>市民にわかりやすい内容</u>とした。
阿久比町長	騒音 振動	・本計画による道路の整備に伴い、交通量及び走行速度が増加すると懸念されることから、 <u>周辺住居等に対する騒音・振動による生活環境への影響について回避または低減</u> に努めること。	・騒音・振動による生活環境への影響についてできる限り回避または低減に努める。
	大気質	・アクセスの向上により周辺地域からの流入による交通量の増加が懸念されるので、 <u>交通渋滞が発生しやすい区間における住居等への大気汚染の回避または低減</u> に努めること。	・交通渋滞が発生しやすい区間における <u>住居等への大気汚染をできる限り回避または低減</u> に努める。
	その他	・計画を具体化する際は、 <u>最新の知見等を踏まえた調査を実施</u> したうえで、 <u>予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討</u> すること。	・計画を具体化する際は、 <u>最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施</u> したうえで、 <u>予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討</u> する。
東浦町長	大気質 騒音、振動	・住宅街、教育・保育施設、その他特に静穏を必要とする施設が存在する地域については、工事期間も含めて防音壁を設置するなど、 <u>大気質、騒音及び振動などによる影響の回避・低減</u> に努めること。	・特に静穏を必要とする施設が存在する地域については、工事期間も含めて防音壁を設置するなど、 <u>大気質、騒音及び振動などによる影響をできる限り回避・低減</u> するよう努める。
	景観	・各検討段階において、 <u>東浦町景観計画に沿った景観配慮</u> に努めること。	・今後の検討段階において、 <u>東浦町景観計画に沿った景観配慮</u> に努める。
	その他	・計画を具体化する際は、 <u>最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施</u> したうえで、 <u>予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討</u> すること。	・計画を具体化する際は、 <u>最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施</u> したうえで、 <u>予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討</u> する。

■都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目

○環境影響評価の項目は、**国土交通省令に基づき、愛知県環境影響評価指針等**を参考として、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。

影響要因の区分				工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由			
環境要素の区分		建設機械の稼働	用資材及び車両の運搬に伴う機械の運搬に	既存の工事等又は作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	水底の掘削等	道路(地表式)の存在	道路(嵩上式)の存在	自動車の走行				
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質 二酸化窒素 浮遊粒子状物質	●	●						○	住居等が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響が考えられます。			
		粉じん等	○	○							住居等が存在するため、工事の実施に係る粉じん等による影響が考えられます。			
		騒音	騒音	○	○					○	住居等が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る騒音による影響が考えられます。			
		振動	振動	○	○					○	住居等が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る振動による影響が考えられます。			
		低周波音	低周波音							●	住居等が存在し、かつその周辺の対象道路のうち一部の区間にについて嵩上式（橋梁もしくは高架構造）で計画しているため、土地又は工作物の存在及び供用に係る低周波音による影響が考えられます。			
	水環境	水質	水の濁り			●					公共用水域が存在するため、工事の実施に係る水質（水の濁り）への影響が考えられます。			
	土壤に係る環境 その他の環境	その他の環境要素	日照阻害							○	住居等が存在し、かつ対象道路のうち一部の区間にについて嵩上式（橋梁もしくは高架構造）で計画しているため、土地又は工作物の存在及び供用に係る日照阻害の影響が考えられます。			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	●			○		○			重要な種の生息環境が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る動物（重要な種）への影響が考えられます。			
	植物	重要な種及び群落				○		○			重要な種の生育環境が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る植物（重要な種）への影響が考えられます。			
	生態系	地域を特徴づける生態系	●			○		○			地域を特徴づける生態系を構成する動物・植物の生息・生育基盤が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る生態系（地域を特徴づける生態系）への影響が考えられます。			

注1) 表中の“○”印は国土交通省令に示されている参考項目、“●”印は国土交通省令に示されている参考項目以外の項目、“■”印は愛知県環境影響評価指針等に示されている項目“□”印は計画段階環境配慮書で選定された計画段階環境配慮事項に準ずる項目を示す。

■都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目

影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由			
環境要素の区分			建設機械の稼働	用いる車両の運行及び機械の運搬に	資材及び機械の運搬に	既存の工作物等又は切土工等又は	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	水底の掘削等	道路(地表式)の存在	道路(高架式)の存在	自動車の走行
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				●			○			主要な眺望点及び景観資源が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る主要な眺望景観への影響が考えられます。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				●			○			主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況					■			■			文化財保護条例等に基づく史跡、建造物、無形民俗文化財が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る文化財への影響が考えられます。
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○								工事の実施に伴い発生する建設副産物を事業実施区域外へ搬出することを想定しているため、工事の実施に係る廃棄物等の影響が考えられます。
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	■									工事の実施に伴い温室効果ガス等（二酸化炭素）が発生するため、工事の実施に係る温室効果ガス等の影響が考えられます。

注1) 表中の“○”印は国土交通省令に示されている参考項目、“●”印は国土交通省令に示されている参考項目以外の項目、“■”印は愛知県環境影響評価指針等に示されている項目 “□”印は計画段階環境配慮書で選定された計画段階環境配慮事項に準ずる項目を示す。

■ 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

○調査、予測及び評価の手法は、**国土交通省令に基づき、道路環境影響評価の技術手法（平成24・令和7年度版）**に示される手法、**並びに愛知県環境影響評価指針等**に示される参考手法を参考として、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。

環境要素の区分			調査の手法	予測の手法
大気環境	大気質	二酸化窒素・浮遊粒子状物質	資料調査 現地調査	拡散式を用いて、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度を予測
		粉じん等		事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測
	騒音	騒音		音の伝搬理論に基づく予測式を用いて、騒音レベルを予測
	振動	振動		事例の引用又は解析等により得られた予測式を用いて、振動レベルを予測
	低周波音	低周波音		既存調査結果より導かれた予測式を用いて、低周波音圧レベルを予測
水環境	水質	水の濁り		類似事例を用いて推定する方法等による水の濁りの程度を予測
その他の環境要素		日照阻害		日影図の作成により構造物による日影を予測
動物		重要な種の生息地及び注目すべき生息地		重要な種等の生息地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生息に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測
植物		重要な種・群落		重要な種等の生育地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生育に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測
生態系		地域を特徴づける生態系		注目種・群集の生息・生育基盤の消失・縮小する区間等及びその程度を把握し、生態系に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観		主要な眺望点及び景観資源と事業実施区域等の重ね合わせにより改変の位置及びその程度を、またフォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により、主要な眺望景観の変化の程度を予測
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源と事業実施区域等の重ね合わせにより改変の位置及び程度、利用性の変化、快適性の変化等を予測
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況				地域の歴史的文化的特性を生かした環境(史跡、建造物、無形民俗文化財)と事業実施区域の重ね合わせにより改変の位置及び程度を予測
廃棄物等	建設工事に伴う副産物		資料調査	事業特性及び地域特性を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測
温室効果ガス等	温室効果ガス等			工事実施に伴う温室効果ガスの発生状況を予測

評価の手法 ①事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減、若しくは環境保全への配慮がなされているかについて見解を明らかにする
 ②法的な基準に適合しているか検討（※法令で評価基準または目標が示されている場合）